

山梨県高等学校体育連盟規約

昭和23年4月 1日制定
昭和29年3月 改正
昭和38年4月 1日改正
昭和41年4月14日改正
昭和45年4月16日改正
昭和50年4月15日改正
昭和55年4月19日改正
昭和59年4月14日改正
昭和63年4月19日改正
平成 2年4月17日改正
平成 8年4月16日改正
平成10年4月15日改正
平成11年4月13日改正
平成14年4月12日改正
平成16年4月20日改正
平成17年4月19日改正
平成20年4月18日改正
平成21年4月21日改正

第1章 名称及び事務局

第1条 本連盟は、山梨県高等学校体育連盟（略称山梨県高体連）と称する。

第2条 本連盟の事務局を甲府市緑が丘「県緑が丘スポーツ公園体育館内」に置く。

第2章 目的

第3条 本連盟は、高等学校及び特別支援学校における体育・スポーツの健全な普及発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①体育の指導と運営に関する方針の確立
- ②体育行事に関する審議並びに開催
- ③体育に関する調査、研究及び講習会の開催
- ④体育諸団体との連携
- ⑤会誌の編集及び発行
- ⑥その他本連盟の目的達成に必要なこと

第4章 組織及び専門部

第5条 本連盟は、県下高等学校・特別支援学校加盟校をもって組織する。

第6条 本連盟に、次の専門部を置く。

①体操部②陸上競技部③相撲部④バスケットボール部⑤サッカー部⑥バレーボール部⑦ソフトボール部⑧卓球部⑨水泳部⑩登山部⑪ラグビー部⑫ハンドボール部⑬ソフトボール部⑭新体操部⑮バドミントン部⑯柔道部⑰剣道部⑱弓道部⑲自転車競技部⑳フェンシング部㉑ボクシング部㉒ボート部㉓テニス部㉔ウエイトリフティング部㉕空手道部㉖スキー部㉗スケート部㉘レスリング部㉙なぎなた部㉚ヨット部㉛ホッケー部㉜アーチェリー部㉝銃剣道部㉞ゴルフ部㉟カヌー部㊱ライフル射撃部㊲定通制部㊳特別支援学校㊴研究部

2 競技種目別専門部、定通制部、特別支援学校部、研究部に関する規定及び申し合わせ事項は別に定める。

第5章 役員

第7条 本連盟に、次の役員をおく。

会長	1名	副会長	若干名
顧問	若干名	参与	若干名
専門部長	若干名	理事長	1名
副理事長	1名	事務局長	1名
理事	若干名 (内、常任理事若干名)		
評議員	若干名	監事	2名
幹事	若干名		

第8条 会長及び副会長は、評議員会において推挙する。

2 顧問及び参与は評議員会において推挙し、会長がこれを委嘱する。

3 専門部長は専門部より推挙し、高等学校校長協会の了承を得、評議員会の議を経て会長がこれを委嘱する。

4 理事長は理事の互選による。

5 常任理事は、7ブロックから理事の互選により選出された者。専門部委員長（4系列競技種目）及び会長指名の若干名をもってこれに充てる。

6 理事は、加盟校から選出された教職員1名、各専門部委員長及び会長指名の若干名をもってこれに充てる。

7 評議員は、加盟校から選出された教職員2名（理事を含む）、生徒1名及び専門部から選出された部員2名（委員長を含む）をもってこれに充てる。

8 監事は評議員会において選出する。

9 幹事は会長が委嘱する。

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

3 専門部長は、専門部を代表し、統轄する。

4 理事長は、会務を掌理執行する。副理事長はこれを補佐する。

5 事務局長は、事務運営を統轄する。

6 常任理事は、緊急事項を処理する。

7 理事は、会務を処理する。

8 評議員は、本連盟の重要事項を審議する。

9 監事は、会計事務を処理する。

10 顧問並びに参与は会長の諮問に応ずる。

11 幹事は、事務を処理する。

第10条 役員任期は2ヶ年とし重任を妨げない。但し、生徒評議員の任期は1ヶ年とする。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

第6章 会議

第11条 本連盟に、次の機関をおく。

①評議員会 ②理事会 ③常任理事会

第12条 評議員会は毎年4月に開催する。但し、必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 評議員会では、会則の変更、予算、決算、事業計画その他、重要事項を審議決定する。

第13条 理事会は必要の都度開催する。

2 理事会では予算、決算、事業計画などの立案及び評議員会より委任された事項並びにその他重要事項を審議する。

3 緊急のため評議員会を開催するいとまのない時は、理事会をもって評議員会に代えることができる。

第14条 常任理事会は、必要の都度開催する。

2 常任理事会は、理事会より委任された会務及び運営に関する緊急な業務を処理する。

第15条 会議はすべて会長が招集し議長となる。

第16条 会議の議事はすべての出席者の過半数をもって決定する。但し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第7章 会 計

第17条 本連盟の経費は、加盟校並びに定通制部、特別支援学校部（以下、「部」とする。）の会費及び各機関の補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第18条 本連盟の加盟校並びに部は、会費を納入するものとする。

2 加盟校並びに部の会費の積算基礎は5月1日現在の在籍生徒一人当たり年額別に定める金額とする。

3 会費は5月に納入する。

第19条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局及び組織

第20条 本連盟に事務局をおく。

2 事務局長及び事務局員は会長が委嘱する。尚、必要により副理事長を委嘱することができる。

3 事務局に事務局職員（山梨県教育委員会非常勤嘱託取扱要綱に準ずる。）をおくことができる。

4 関東高体連事務局等の当番県にあつては、増員することができる。

5 その他、必要事項は会長が定める。

第9章 競技会参加

第21条 本連盟加盟校は、ブロック大会（関東大会）、全国大会には本連盟の承認を得なければ出場することができない。